昭和55年分 農業所得標準発表

水　稲　10a当り　118,121円
普通畑　10a当り　30,108円

昭和55年分農業所得標準は、1月31日県下一斉に発表されました。村でも農業団体の代表者、各字農家組合長より御参集頂き、2月4日適用標準を下記のとおり発表しました。

尚昨年まで標準外経費として取扱って参りました大農具費を固定経費及び標準内経費として取扱うことになりました。

1. 水　稲　（10a当り）

（単位：円）

区分	収入			必要経費									差引所得
	収量	単価	収入金額	公租公課	種苗代	肥料代	大農具費	農具費	償却費	農薬費	その他	計	
普通畑	558kg	（100kg当り）	169,196	3,470	1,925	8,726	8,600	2,879	5,236	3,800	16,439	51,075	118,121
災害地	361	30,322											

2. 普通畑　（10a当り）

区分	収入			必要経費									差引所得
種類	収量	作付割合	収入金額	公租公課	種苗代	肥料代	大農具費	農具費	償却費	その他	計		
ばれいしょ	1,161K	19.6%	12,158円	2,349	11,380	9,977	2,300	2,335	2,888	9,523	40,752		30,108
甘しょ	1,188	4.7	1,924										
雑こく	80	25.3	3,464										
野菜	1,745	78.1	53,314										
計		127.7	70,860										

3. 特殊田畑　（10a当り）

種目	梨		もも	ぶどう	いちご	球根				はす田	飼料畑
						チューリップ		アイリス			
	青系	赤系				普通地	砂地	普通地	砂地		
所得金額	一四二、二〇〇	一二一、〇〇〇	九二、〇〇〇	八六、五〇〇	三五、三〇〇	九二、四〇〇	九七、〇〇〇	一一、二〇〇	一一、七〇〇	一一三、九〇〇	一九、〇〇〇

チューリップ　水田裏作　八三、一〇〇円

地域＼区分	収入金額	必要経費	差引所得
東部地区	編級較差案分により		30,559円
西部地区	省略		29,392円

但し5a以下の耕作者については一般標準額の80%相当額を適用します。

春の全国火災予防運動

あなたです！火事を出すのも防ぐのも！

この日本列島のどこかで、八分十四秒に一回の割合で火災が発生し、毎日二十八人が亡くなったり傷ついたりしている。

先ごろ発表された昭和五十五年版消防白書は、このように伝えています。

冬から春先にかけては、空気が乾燥し、強い風が吹くことが多く一年のうちでも火災の発生が最も多い季節です。昭和五十四年を例にとりますと、冬から春先にかけての火災発生件数は、年間の約六割を占めています。

また出火原因のトップは相変わらずたばこで、年間約百三十億円が灰となっています。

二月二十八日から三月十三日まで、春の全国火災予防運動が行われます。

火のもとには、十分気をつけましょう。

共同納税相談を実施します

昭和55年分の所得税、村県民税の申告は、2月16日から3月16日までです。

村では次により納税相談を行いますので、お忘れなく申告して下さい。

一、村県民税の申告をしなければならない人

昭和56年1月1日現在、村内に住所を有する方で、次に該当する方々です。

(1) 昭和55年中に営業、事業等を営んでいる方で、昭和55年分の所得税の確定申告をしない方

(2) 昭和55年中に地代、家賃等の収入があって、昭和55年分の所得税の確定申告をしない方。

(3) 給与所得者で給与所得以外（地代、家賃、配当、外交員報酬等）の収入があって昭和55年分の所得税の確定申告をしない方。

(4) 給与所得者で二ヶ所以上の給与（年末調整をした前職分の給与を除く）所得があり、昭和55年分の所得税の確定申告をしない方。

(5) 昭和55年中に退職し、昭和56年1月1日現在、給与の支給を受けていない方。

(6) 昭和55年中に所得税の源泉徴収を受けなかった賃金所得のある方。（農業専従者で日雇賃金等の所得のある方）

二、持参していただくもの

(1) 印かん

(2) 生命保険料及び損害保険料の支払証明書等

(3) 小規模企業共済組合の支払証明書。

(4) 医療費控除を受けようとする方は医療費の領収書

(5) 給料、報酬等の支給を受けている方は、源泉徴収票。

(6) 営業の方は諸帳簿を持参して下さい。

共同納税相談日程

日程	時間	会場	区域及び対象者
2月27日（金）	午前10時～午後4時	役場　相談室	税務署より通知のあった方（所得、贈与、譲渡）
2月28日（土）	午前9時～正午	〃	釣寄新
3月2日（月）	午前9時～午後4時	〃	東長島
3月3日（火）	〃	〃	釣寄
3月4日（水）	〃	〃	木滑
3月5日（木）	午前9時～正午	〃	西部落で定めた日に都合のできない方
3月6日（金）	午前9時～午後4時	〃	上曲通
3月7日（土）	午前9時～正午	〃	下曲通
3月9日（月）	午前9時～午後4時	〃	大別当
3月10日（火）	〃	〃	月潟上（上町から7軒町）
3月11日（水）	〃	〃	月潟下（4番町から下）
3月12日（木）	〃	〃	西萱場
3月13日（金）	〃	〃	上記の日程で都合のできなかった方

春季農耕用（軽油）免税証交付のお知らせ

例年のとおり、巻財務事務所では、農業用耕うん機に使用する軽油の免税証を次により交付しますのでお知らせします。

一、交付日程

3月6日から3月27日までの、毎週金曜日、午後1時30分から3時30分のあいだに巻財務事務所で行います。

二、申請に必要なもの

(1) 今回新規に申請する人。
- ○機械所有証明書
- ○耕作面積証明書
- ○印かん

(2) すでに耕うん機についての使用者証を受けている人。
- ○耕作面積証明書
- ○免税軽油使用者証
- ○印かん

(3) 登録している耕うん機を変更した人。
- ○機械所有証明書
- ○耕作面積証明書
- ○免税軽油使用者証
- ○印かん

(4) 耕うん機以外の登録事項が変更になった人。
- ○耕作面積証明書
- ○免税軽油使用者証
- ○印かん

○機械所有証明書、耕作面積証明書は、村長又は農業委員会で発行します。

○耕作の委託を受ける人は、委託者の耕作面積証明書と受委託承諾書が必要です。

○軽油以外の例えばガソリン、ハイオク、灯油等を使用する機械については免税の対象になりません。

○免税軽油は免税証と引換えに引取って下さい。申請日以前の軽油引取分については免税の対象になりません。

○不明な点がありましたら巻財務事務所間税係又は役場税務課にお尋ね下さい。